

## 平成 28 年第 9 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 19 日 (金) 午後 1 時 31 分開会  
午後 4 時 32 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 4 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人  
教育委員 末信 丈夫、寺西 玉実、横山 和明
- 4 欠席委員 中山 智恵子
- 5 出席職員 教育部長 片山 祐子  
教育部教育総務課長 山田 明彦  
教育部教育指導課長 中重 秋登  
教育部生涯学習課長 花田 譲二  
教育部教育総務課総務係長 宗綱 秀臣  
教育部教育指導課学事係長 住岡田 浩  
教育部教育指導課指導係長 東 直美
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 1 教育長報告  
日程第 2 議案第 44 号 平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況  
の点検及び評価に関する報告書について  
日程第 3 議案第 45 号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する庄原市  
教育関係職員対応要領の制定について  
日程第 4 議案第 46 号 平成 29 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択に  
ついて  
その他

－ 開会 午後1時31分 －

教育長 　　ただ今から平成28年第9回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い議事を進めます。

#### 日程第1 教育長報告

- 教育長 　　日程第1、教育長報告を行います。
- ・ 金藤理絵選手リオデジャネイロオリンピック金メダル獲得について
  - ・ 庄原市長との懇談について
  - ・ 岡山県津山市教育相談センター鶴山塾の視察について
  - ・ 四県四郡市総合体育大会の開催について
  - ・ 全国史跡整備市町村協議会の立ち上げについて
  - ・ 庄原市成人式の開催について
  - ・ 市政懇談会の開催について
- 続いて、教育部長からの報告をお願いします。
- 教育部長 　　・ 金藤理絵選手応援パブリックビューイングの開催状況・金メダル獲得記念行事について
- ・ 学校適正配置検討委員会の開催について
- 教育長 　　各課報告をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。
- 教育総務課長 　　・ 学校焼却炉解体撤去委託業務の実施について
- ・ 小中学校施設整備事業：庄原小学校改築事業（屋内運動場改築工事、グラウンド整備工事、旧校舎解体工事、備品整備等）について
  - ・ 廃校施設・備品等の有効活用について
  - ・ 学校給食調理場の再編について
  - ・ 幼稚園就園奨励費補助金及び第2子以降就園補助金について
  - ・ 市内県立高等学校の訪問・協議について
- 教育長 　　教育指導課からお願いします。
- 教育指導課長 　　・ 「学びの変革」パイロット校事業について
- ・ 外国語教育ワークショップの開催について
  - ・ 第51回庄原市少年少女水泳記録会及び備北地区中学校意見発表大会について
  - ・ 教職員の動向について
  - ・ キャリアデザイン研修会について
  - ・ イングリッシュ・キャンプ in 庄原について
  - ・ 秋季運動会について
- 教育長 　　生涯学習課からお願いします。
- 生涯学習課長 　　・ 成人式の開催について
- ・ 特色ある放課後子供教室の実施について
  - ・ けんみん文化祭ひろしま庄原大会について

- ・ 全国史跡協議会全国大会実行委員会について
- ・ 庄原市スポーツ推進計画の策定について
- ・ 市総合体育館の太陽光発電備蓄電システム設置工事の完了について
- ・ 第 66 回四県四郡市総合体育大会及び第 17 回ひろしまクロスカントリー大会について
- ・ 市役所ロビーコンサートについて

日程第 2 議案第 44 号 平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

教育長 議案第 44 号「平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について」を議題とします。事務局より議案説明をお願いします。

教育総務課長 議案第 44 号 平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について説明します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、毎年教育委員会事務の執行状況の点検・評価を行い、その成果に関する報告書を作成、議会へ提出し公表することが義務づけられています。本案は、事務局で作成した当該報告書案について、関係例規に基づき教育委員会の承認を求めめるものです。

報告書は、例年どおり 4 章で構成しています。第 1 章から第 3 章までの内容は、既に素案の段階から修正経過などをこれまでの教育委員会で確認・討議いただきますので詳しい説明は省略し、去る 7 月 28 日に開催した点検評価に関する意見交換会以降の箇所修正について今回説明します。議案第 44 号参考資料に、主な修正箇所など 15 箇所を記載しています。また、行数や余白の調整等を行い報告書全体で 3 ページ減らしています。それでは、主な変更箇所について説明します。

【別紙 議案第 44 号 参考資料を説明】

第 4 章として加えました、点検及び評価の結果に関する教育事務評価検討委員の意見交換会での概要を整理し記載しています。また意見交換会に欠席された委員 1 名には後日、意見の聞き取りを行ってあります。承認いただきましたら、この報告書は市議会 9 月定例会へ提出した後、9 月上旬頃に庄原市のホームページに掲載することとします。説明は以上です。

教育長 これは、前回の教育委員会での個別報告及び協議事項で協議いただいております。その際指摘を受けた箇所の訂正や修正を行い、先般の委員交換会での意見を集約したものをまとめたのが、この最終版になります。委員から質疑があればお願いします。

寺西委員 教育事務評価検討委員の意見で、回答が保留になったものがありますか。

教育総務課長 委員の質問に対しては、事務局がその場で回答・説明しています。掲載内容について発言された委員に事前に確認を求め、了解を得ています。

寺西委員 報告書内の「など」と「等」の使い方を統一されると良いと思います。例えば具体的な記述を複数並べた後に「等」をつけると生きると思います。

教育指導課長 基本的には今年度の教育要覧で用いた語句を踏襲して使用しています。

教育長 1つの記述でも「等」をつけることはありますが、その「等」が何かは説明できなくてはいけません。他にどうでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第44号、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について採決します。承認される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手全員)

教育長 全会一致により、議案第44号は承認されました。

日程第3 議案第45号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する庄原市教育関係職員対応要領の制定について

教育長 日程第3 議案第45号「障害を理由とする差別の解消の推進に関する庄原市教育関係職員対応要領の制定について」を議題とします。説明をお願いします。

教育指導課長 議案第45号、障害を理由とする差別の解消の推進に関する庄原市教育関係職員対応要領の制定について説明します。

提案理由は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び基本方針に即して、庄原市教育関係職員が適切に対応するため対応要領を制定するものです。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年に制定され、第3条に国及び地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な策を策定し実施しなければならないと定められています。

これを受けて、先に広島県が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」を策定されました。これは県教育委員会事務局の職員や県立学校職員が対象ですが、本市立の教職員については市独自の要領が必要と考え、今回提案しています。内容的には広島県の要領とほぼ同一のものです。

第1条では目的、第2条では定義、第3条では不当な差別的な取り扱いの禁止について、第4条では合理的な配慮の提供について示しています。第5条では、管理者、いわゆる市立小中学校及び庄原市学校給食共同調理場の所属長は、(1)で差別解消に関する認識を深めさせる、(2)で迅速に状況を確認する、(3)合理的配慮の提供を適切に行うよう指導することが挙げられています。

第6条では相談体制の整備についてで、相談窓口を教育委員会事務局教育部教育指導課及び市立小中学校に置くとしています。第7条は対応や処置についてです。対応を適切に行わない場合、状況によっては懲戒処分を含む人事管理上の措置に付されることがあるとしています。第8条は研修啓発についてで、業務等において必要な研修・啓発を行うと示しています。附則としてこの訓令は同日から施行することとしています。説明は以上です。

教育長 この件につきまして質問や意見はありますか。

末信委員 第4条にある「実施に伴う負担が過重でないときは」で、過重かそうでないかは誰がどの様に判断したり、どういう基準なのか示されていますか。

教育指導課長 実際の具体例は出ていませんが、例えば、学校へエレベーター設置の要望が出た

時にはかなりの予算を要するので、市長部局との協議になります。その結果はどうか分かりませんが、それが無理な場合は、代替案はどうかと返さなくては いけません。特に予算面で厳しい場合は市長部局と連携しなくてはと考えています。

末信委員

私が高等学校にいた頃の話ですが、足が不自由な生徒がいて3階にあった特別教室に階段を這う様にして昇降するしかなく、エレベーター設置の要望をしたが予算は通らず、その生徒はそのまま過ごさなければいけませんでした。その後、エレベーターは設置されましたが、基準や予算面などで中々難しい話だと思います。

教育長

これについては、本市でも保護者から児童の実態に即して、先ほどの例の様にエレベーターを整備して欲しいとの要望が出ています。これをもって、過重という判断をすれば「整備できません」と回答しますが、そのまま放置する訳にもいきませんのでどうすべきか検討しています。

事務局で即座に対応しなければならない場合、事務局内部で検討していきますが、そこで判断がつかねる場合は、教育委員会で委員に相談させていただくなど、協議したいと思います。

実は、エレベーター整備の要望は複数挙がっていて、どこか1件だけの実施となると、他はどうするのか、同時期での実施だと莫大な予算が必要になります。財政当局と協議していますが見通しは立っていないのが実情で、内部でそれに替わるものがないか検討しています。

一方で、「障害の状態に応じて別の整った環境であれば要望に応えられます」と話をするのですが、保護者に首を縦に振ってもらえないのが実情です。

その他どうでしょうか。

全員

(なし)

教育長

議案第 45 号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する庄原市教育関係職員対応要領の制定について採決します。承認される委員は挙手をお願いします。

全員

(挙手全員)

教育長

全会一致により、議案第 45 号は可決されました。

#### 日程第 4 議案第 46 号 平成 29 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について (非公開)

教育長

本日の議案審議につきましては「秘密会」とした分も含めて、以上です。

個別報告及び協議事項について今月はありません。その他報告事項などがありましたら、担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

・ 広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会について

教育長

以上をもちまして、平成 28 年第 9 回庄原市教育委員会を閉会します。

— 閉会 午後 4 時 32 分 —